

「特定米国人」・「米国人所有外国事業体」とは

①「特定米国人」とは以下を指します。

- ・米国民または米国居住者
米国居住者とは、一般に183日以上、米国に滞在する者。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者を含みます。
- ・米国パートナーシップ、米国法人、米国財団、米国信託
但し、米国上場法人、米国政府、米国非課税団体、米国銀行等は特定米国人に該当しません。

②「米国人所有外国事業体」とは以下を指します。

- ・支配者のなかに、直接または間接的に25%を超える議決権または価値を有する特定米国人が1人以上いる外国事業体

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連企業
- ・政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など）
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人など

FWD生命保険株式会社

総合サービスセンター 通話料無料：0120-211-901

お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～18：00

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(保険金)W-9(納税者番号・納税証明報告書)兼IRS報告同意書

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当書面は、米国の外国口座税務コンプライアンス法における米国納税義務を有する方に、納税義務保有の証明および米国内国歳入庁 (IRS)へお客様の加入内容について報告・提供することについてご同意いただくものです。必ずお受取人様(親権者様・後見人様等)が内容を確認いただき、正確にご記入およびご署名・捺印をお願いいたします。

W-9																					
氏名/名称(所得税申告書と同様に記載)																					
事業者名/法人格がないとみなされる事業体名 (Disregarded Entity) (上記と異なる場合)																					
連邦税に関し、該当する欄にチェックを記入してください。 分類(必要あれば): <input type="checkbox"/> 個人/個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> S法人 <input type="checkbox"/> パートナーシップ <input type="checkbox"/> 信託/財団 <input type="checkbox"/> 有限責任会社(LLC) 税務上の分類を記入してください。(C=法人, S=S法人, P=パートナーシップ) → <input type="checkbox"/> その他(インストラクション参照)	免除(インストラクション参照) 免除受取人コード (該当のある場合) <hr/> FATCA報告免除コード (該当のある場合) <hr/>																				
住所(通り名、アパート名、または部屋番号)	依頼者の名称および住所(任意)																				
市町村名、都道府県名、郵便番号																					
口座番号(任意)																					
パート1 納税者番号(TIN)																					
適切な欄に納税者番号を記載してください。バックアップ源泉を回避するためには、この欄に記載された納税者番号が、当書式の名称欄に記載された者の納税者番号と同一である必要があります。個人の方は、社会保障番号(SSN)を記載ください。ただし、外国人居住者、個人事業主、または法人格がない事業体に該当する場合は、インストラクション3ページ目のパート1を参照してください。他の事業体の場合は、雇用者番号(EIN)を記載ください。もし、該当する番号をお持ちでない場合は、3ページ目の納税者番号取得方法を参照してください。 (注意)口座が複数のものにより開設されている場合には、4ページに記載された案をガイドラインとして参照してください。																					
社会保障番号(SSN)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td></tr></table>																				
雇用者番号(EIN)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td></tr></table>																				
パート2 確認証明																					
偽証罪の対象となることを理解したうえで、私は以下の内容を認めます。 1. このフォームに記載された納税者番号は、私の正しい納税者番号です(または、納税者番号の発行を待っている状態です)および、 2. 私は以下の理由によりバックアップ源泉徴収の対象となりません。: (a)バックアップ源泉徴収を免除されている、(b) 利子や配当金の申告漏れによる結果から、バックアップ源泉徴収の対象であると内国歳入庁 (IRS) から通知を受けていない、または(c) IRSからバックアップ源泉徴収の対象から外されたと通知を受けた、および 3. 私は米国民、または米国(法)人 (U.S Person)に該当するものです。(U.S Personについては、添付のインストラクションを参照してください。) 4. 本様式に記載した、私がFATCA報告を免除されていることを示すFATCAコード(該当のある場合)は、正しい番号です。 証明の記載方法。申告書上で利子や配当の報告漏れがあり、現在バックアップ源泉徴収の対象であるとIRSから通知を受けている場合、上記2を線で引き消す必要があります。不動産取引において、上記2は対象外となります。住宅ローンの支払、担保資産の取得または放棄、負債の取り消し、個人退職年金(IRA)へ積立、および、利子や配当以外の支払に関しては、証明に署名する必要はありません。ただし、正確な納税者番号(TIN)を記載しなければなりません。																					

IRS(米国内国歳入庁)への報告に関する同意書

米国納税義務を有する方については、ご加入いただいている保険契約について、米国内国歳入庁 (IRS)へ定期的に報告することについて同意します。
※同意にあたり、米国の個人情報の保護に関する制度の概要については、別紙のパート3を必ずご確認ください。

年 月 日

受取人(自署)

印

親権者・
後見人等(自署)

印

パート3(米国の個人情報の保護に関する制度について)

○FATCAに基づき、当社が米国内国歳入庁や本邦国税庁へ、租税の賦課徴収のため、米国納税者番号(米国雇用主番号)や生命保険の内容(契約者名、証券番号等)を提供する場合があります。

○米国の個人情報の保護に関する制度については、以下のとおりです。詳細については、個人情報保護委員会HP(<https://www.ppc.go.jp/>)をご覧ください。

<米国の個人情報の保護に関する制度(概要)>

- ・包括的な法令は存在しませんが、公的部門に適用される法令として、電子通信プライバシー法(ECPA)や、医療保険の携行性と責任に関する法律(HIPAA)があります。
- ・EUの十分性認定は受けておりません。
- ・APECのCBPRシステムに2012年7月25日に参加しております。
- ・OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する義務又は本人の権利に関しては、①収集制限の原則、⑤安全保護の原則、⑦個人参加の原則について、HIPAAに一部規定されており、④利用制限の原則についてはECPA及びHIPAAに一部規定されています。②データ内容の原則、③目的明確化の原則、⑥公開の原則、⑧責任の原則については、該当する規定は不見当です。
- ・その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度は、不見当です。

○提供先である米国内国歳入庁においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置をすべて講じております。